

広島県病院事業組織規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

## 広島県病院事業管理規程第一号

### 広島県病院事業組織規程

#### 目次

第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	本庁（第三条・第四条）
第三章	病院（第五条―第八条）
第四章	職の設置（第九条・第十条）
附則	

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この規程は、病院事業の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理する病院事業局の組織に関し必要な事項を定めるとともに、その所掌事務を明確にし、もって病院事業の適正かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

##### （機関の分類）

第二条 病院事業局の機関は、大別して本庁及び病院とする。

2 本庁とは、広島県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年広島県条例第五十四号。以下「条例」という。）第五条第一項の規定により置かれる管理者の権限に属する事務を処理するための組織として、同条第二項に規定する地に置かれるものをいう。

3 病院とは、条例別表に規定する県立病院をいう。

#### 第二章 本庁

##### （設置）

第三条 病院事業局の本庁に県立病院課を置く。

##### （県立病院課の分掌事務）

第四条 県立病院課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 文書の收受、発送及び整理保存に関すること。
- 二 公印の管理に関すること。
- 三 病院事業管理規程等の制定及び改廃に関すること。
- 四 組織及び定数並びに事務の配分及び委任に関すること。
- 五 職員の任免、分限、懲戒その他の身分取扱いに関すること。
- 六 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- 七 職員の服務に関すること。
- 八 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること。
- 九 職員の安全及び衛生管理に関すること。
- 十 職員の福利及び公務災害補償に関すること。

- 十一 病院事業の重点施策、経営戦略等の総合企画及び調整に関する事。
- 十二 病院事業の経営計画に関する事。
- 十三 予算及び決算に関する事。
- 十四 資金計画に関する事。
- 十五 病院事業の広報に関する事。
- 十六 業務の状況の報告に関する事。
- 十七 現金、有価証券及びたな卸資産の出納及び保管並びに記録管理に関する事。
- 十八 借入金に関する事。
- 十九 経理状況の報告に関する事。
- 二十 出納取扱金融機関に関する事。
- 二十一 会計検査に関する事。
- 二十二 公有財産及び債権の管理及び処分並びに記録管理に関する事。
- 二十三 労働組合及び労働協約に関する事。

第三章 病院

(名称及び位置)

第五条 条例第三条第二項の規定により設置された病院の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
県立広島病院	広島市南区宇品神田一丁目
県立安芸津病院	東広島市安芸津町

(業務)

第六条 病院は、県民の健康で文化的な生活の保持に必要な医療を提供し、あわせて医療技術の向上に寄与する。

(内部組織)

第七条 病院に次の局、部、課、係、科、センター及び室を置く。

病 院 名	局、部、課、係、科、センター及び室名
県立広島病院	<p>事務局</p> <p>総務課 庶務係</p> <p>管財課 管理係</p> <p>施設係</p> <p>用度係</p> <p>医事課 医事係</p> <p>医療情報係</p> <p>総合診療科、循環器内科、消化器内科、内視鏡科、呼吸器内科、内分 泌内科、神経内科、臨床腫瘍科、精神神経科、第一一般外科、第二一 般外科、胸部外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、眼 科、耳鼻いんこう科・頭頸部外科、リハビリテーション科、放射線 科、歯科・口腔外科、麻酔集中治療科、臨床研究検査科、薬剤科 救命救急センター 救命集中治療科</p>

	<p>成育医療センター  小児科  小児腎臓科  新生児科  小児外科  小児感覚器科  産科  婦人科  生殖医療科  腎臓総合医療センター  腎臓内科  透析・移植外科  健康推進センター  地域連携科  栄養管理科  緩和ケア支援センター  緩和ケア科  緩和ケア支援室  地域医療支援センター  看護部</p>
<p>県立安芸津病院</p>	<p>総務課 庶務係  医療経営係  循環器内科、消化器内科、一般内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科  臨床検査科  薬剤科  栄養室  看護科</p>

(各課等の分掌事務)

第八条 病院の各部、課、科、センター及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

県立広島病院

事務局

総務課

- 一 公印の管理並びに文書の收受、発送及び整理保存に関すること。
- 二 職員の人事に関すること。
- 三 予算に関すること。
- 四 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- 五 現金及び債権の記録管理に関すること。
- 六 決算に関すること。
- 七 院内の取締り及び当直に関すること。
- 八 前各号のほか、他の部、課、科、センター及び室の所掌に属しないこと（次項に規定する事務を除く。）。

管財課

- 一 公有財産の管理に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 建物及び機械設備に関する事。
- 三 業務の委託に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）並びに記録管理に関する事。

#### 医事課

- 五 物品の調達及び不用品の処分に関する事。
- 一 患者の受付及び入院に係る事務に関する事。
- 二 使用料及び手数料の徴収に関する事。
- 三 診療録の保存に関する事。
- 四 統計に関する事。
- 五 医療情報に関する事。

#### 総合診療科、麻酔集中治療科、臨床研究検査科及び薬剤科以外の各科

- 一 患者の診療に関する事。
- 二 患者の入院・退院の決定に関する事。

#### 総合診療科

- 一 患者の診療に関する事。
- 二 患者の入院・退院の決定に関する事。
- 三 総合医の養成指導に関する事。

#### 麻酔集中治療科

- 一 患者の診療に関する事。
- 二 患者の入院・退院の決定に関する事。
- 三 手術に関する事。
- 四 救急患者の診療に関する事。
- 五 麻酔集中治療医の養成指導に関する事。

#### 臨床研究検査科

- 一 医療の向上のための研究に関する事。
- 二 細菌学的検査に関する事。
- 三 血清学的検査に関する事。
- 四 原虫及び寄生虫の検査に関する事。
- 五 死体解剖及び病理組織の検査に関する事。
- 六 理化学試験に関する事。
- 七 輸血用血液製剤の管理及び血液の交差試験等に関する事。
- 八 前各号のほか、医学的試験検査に関する事。

#### 薬剤科

- 一 医薬品（輸血用血液製剤を除く。）及び衛生材料の管理に関する事。
- 二 調剤及び製剤に関する事。

- 三 服薬指導に関すること。
- 四 前三号のほか、薬剤に関すること。

救命救急センター

- 一 救急患者の診療に関すること。
- 二 救急患者の入退院の決定に関すること。
- 三 救急医療に関すること。

成育医療センター

- 一 患者の診療に関すること。
- 二 患者の入退院の決定に関すること。
- 三 周産期医療に関すること。
- 四 その他母子医療等の総合調整に関すること。

腎臓総合医療センター

- 一 腎臓病患者の診療に関すること。
- 二 腎臓病患者の入退院の決定に関すること。
- 三 腎移植に関すること。

健康推進センター

- 一 健康相談等に関すること。
- 二 医療社会事業に関すること。
- 三 栄養管理に関すること。
- 四 患者の給食に関すること。
- 五 その他予防衛生医療等に関すること。

緩和ケア支援センター

- 一 患者の診療に関すること。
- 二 患者の入退院の決定に関すること。
- 三 緩和ケアに関すること。

地域医療支援センター

- 一 へき地診療所等への医師の派遣及び養成に関すること。
- 二 へき地診療所等に勤務する医師に対する研修に関すること。
- 三 その他へき地診療所等への診療支援に関すること。

看護部

- 一 病棟及び外来の看護に関すること。
- 二 看護師、助産師等の配置に関すること。
- 三 病棟の衛生管理に関すること。

県立安芸津病院

総務課

- 一 院の庶務に関すること。
- 二 患者の受付及び入退院に係る事務に関すること。

- 三 医療社会事業に関すること。
  - 四 統計に関すること。
  - 五 診療録の保存に関すること。
  - 六 前各号のほか、他の科及び室の所掌に属しないこと。
- 臨床検査科、薬剤科及び看護科以外の各科

- 一 患者の診療に関すること。
- 二 患者の入退院の決定に関すること。

#### 臨床検査科

- 一 検体検査に関すること。
- 二 生理学的検査に関すること。
- 三 輸血用血液製剤の管理及び血液の交差試験等に関すること。
- 四 前三号のほか、医学的試験検査に関すること。

#### 薬剤科

- 一 医薬品（輸血用血液製剤を除く。）及び衛生材料の管理に関すること。
- 二 調剤及び製剤に関すること。
- 三 前二号のほか、薬剤に関すること。

#### 栄養室

- 一 栄養管理に関すること。
- 二 患者の給食に関すること。

#### 看護科

- 一 病棟及び外来の看護に関すること。
  - 二 看護師及び助産師の配置に関すること。
  - 三 病棟の衛生管理に関すること。
- 2 前項に規定するもののほか、県立広島病院事務局に次に掲げる事務を分掌させる。
    - 一 病院の運営に係る改善方策の企画及び院内の総合調整並びに本庁との連絡調整に関すること。
    - 二 病院の運営に係る情報の集約、整理及び分析に関すること。
    - 三 病院の課に置かれる係の分掌事務は、病院の長が定める。

#### 第四章 職の設置

##### (職制)

第九条 本庁及び病院に、別表に掲げる職を置く。

第十条 前条に規定する職のほか、主任主事、主任技師、主事及び技師を置く。

- 2 主任主事及び主事は、上司の命を受け、事務に従事する。
- 3 主任技師及び技師は、上司の命を受け、技術に従事する。

#### 附則

- 1 この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 当分の間、県立病院課に共通業務室長を置く。

別表（第九条関係）

一 本庁に置く職

職名	職の置かれる組織	職務	備考
事務部長	本庁	管理者の命を受け、管理者を補佐し、職員を指揮監督し、本庁の事務を掌理する。	
局付	本庁	上司の命を受け、命じられた事務を整理する。	必要に応じ置く。
課長	県立病院課	上司の命を受け、職員を指揮監督し、課の事務を掌理する。	
調整監	県立病院課	上司の命を受け、総合調整に関する事務に従事する。	必要に応じ置く。
専任主査	県立病院課	上司の命を受け、特定事項に関する事務を総括し、及び整理する。	必要に応じ置く。
主任主査	県立病院課	上司の命を受け、特定事項に関する事務を整理する。	必要に応じ置く。
主任企画員	県立病院課	上司の命を受け、主要施策に関する基本的事項の企画及び調査並びに総合調整に関する事務を整理する。	必要に応じ置く。
主任専門員	県立病院課	上司の命を受け、所定の専門事項に関する事務を整理する。	必要に応じ置く。
主査	県立病院課	上司の命を受け、特定事項に関する事務に従事する。	必要に応じ置く。
企画員	県立病院課	上司の命を受け、主要施策に関する基本的事項の企画及び調査並びに総合調整に従事する。	必要に応じ置く。
専門員	県立病院課	上司の命を受け、所定の専門事項に関する事務に従事する。	必要に応じ置く。
主任	県立病院課	上司の命を受け、命じられた事務をつかさどる。	必要に応じ置く。

二 病院に置く職

職名	職の置かれる組織	職務	備考
院長	病院	管理者の命を受け、職員を指揮監督し、当該病院の事務を掌理する。	
副院長	病院	院長を補佐し、命じられた病院の事務を整理する。	必要に応じ置く。
事務局長	事務局	院長を補佐し、命じられた病院の事務を整理する。	
センター長	センター（地）	院長を補佐し、命じられたセンターの事務を整理する。	





課長補佐	課	上司の命を受け、課長を補佐する。	必要に応じ置く。
副技師長	県立広島病院の放射線科及び臨床研究検査科	技師長を補佐し、命じられた事務を整理する。	必要に応じ置く。
副看護師長	看護部及び看護科	上司の命を受け、看護師長を補佐し、命じられた事務を整理する。	必要に応じ置く。
主任企画員	病院	上司の命を受け、病院の運営改善に関する調査、企画及び調整に関する事務を整理する。	必要に応じ置く。
主任専門員	病院	上司の命を受け、所定の専門事項に関する事務を整理する。	必要に応じ置く。
主任医療技術専門員	看護部、科（看護科を除く。）及び室	上司の命を受け、所定の医療業務の指導及び管理に関する事務を整理する。	必要に応じ置く。
主任看護専門員	看護部、看護科及び緩和ケア支援室	上司の命を受け、看護業務を整理するほか、所定の看護業務に従事する。	必要に応じ置く。
係長	係	上司の命を受け、係の事務を掌理する。	
企画員	病院	上司の命を受け、病院の運営改善に関する調査、企画及び調整に関する事務に従事する。	必要に応じ置く。
専門員	病院	上司の命を受け、所定の専門事項に関する事務に従事する。	必要に応じ置く。
医療技術専門員	看護部、科（看護科を除く。）及び室	上司の命を受け、所定の医療業務の指導及び管理に従事する。	必要に応じ置く。
看護専門員	看護部、看護科及び緩和ケア支援室	上司の命を受け、所定の看護業務に従事する。	必要に応じ置く。
主任	病院	上司の命を受け、命じられた事務をつかさどる。	必要に応じ置く。
医長及び医員	科（薬剤科、地域連携科、栄養管理科及び看護科を除く。）及びセンター	上司の命を受け、所定の診療業務に従事する。	必要に応じ置く。